

特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は、緑地法面防護工事に伴う測量業務委託（桜山公園）（以下「本調査業務」という）に適用する。本特記仕様書は「測量・調査・設計業務共通仕様書（神奈川県県土整備局 令和3年4月）」（以下「共通仕様書」という）を補完するものであり、共通仕様書及び特記仕様書に明記されていない事項については、その都度発注者と協議するものとする。

第2条 目的

本調査業務は、緑地法面防護工事（桜山公園）の基礎資料とすることを目的とする。

第3条 業務概要

1 総則

- ・ 本調査業務は、公共測量作業規程により実施し、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守し、特に以下の事項について十分留意すること。
- ・ 業務の実施に先立ち、工程表を提出し作業の打合せを行うこと。業務の実施後は、設計数量と実施数量との比較表、検定証明書（写し）、精度管理表を添付すること。
- ・ 現地にて業務を行う際は、民地に立ち入ることから、作業当日は土地所有者及び占有者の許可を得るとともに、周辺住民に事前に周知を図った上で業務を行うこと。
- ・ 交通障害や住民に迷惑を及ぼす事のないよう十分注意すること。万一トラブルが発生した時は直ちに発注者に連絡すること。
- ・ 伐開作業に当たっては、樹木の状況をよく把握し、所有者の了解を得てから伐採を行うこととし、伐採した樹木は片づけること。
- ・ 測量法に規定する公共測量に係る関係官公庁への手続きの際、必要となる資料の作成に協力すること。

2 基準点測量（4級基準点）

- ・ 基準点（既知点）の選定にあたっては、作業地域に最も近い点を標準とするが、地形等の条件により作業効率が落ちる場合は、発注者の承諾を受けて設定すること。
- ・ 基準点の選定が完了した時点で、平均計画図を作成し、発注者の承諾を受けること。
- ・ 多角点網図については、用地測量と同一の図面に記載する。

3 現地測量

- ・ 測量は、現地において TS 等又は RTK-GPS 法若しくはネットワーク型 RTK-GPS 法を用いて測定し、4級基準点、簡易水準点又はこれと同等以上の精度を有する基準点に基づいて実施することとし、仮BMは2箇所以上とすること。
- ・ 現地平面図の縮尺は 1/250 とするが、適宜発注者の指示を受けて作成すること。

- ・ 現地平面図は、がけ下から見た位置で作成し、方位マークを記載すること。
- ・ 地形測量は、地表面の起伏形状を測り、標高は適宜間隔の地盤高点、または1.0m間隔の等高線を記載すること。また、がけの上下に現況地盤高を記載し、宅地は適宜地盤高を記載すること。
- ・ 測量区域内の全ての地物を実測し、建物については、地番、居住者名（表札で確認できる範囲）を記載すること。また、側溝、排水路等は、側溝幅または管径を記載するとともに、流水方向を記載すること。
- ・ 基準点、市境界杭等を記載すること。
- ・ 市道は路線名を記載し、大字境名を記載すること。

4 横断測量

- ・ 横断側線は、がけ法尻線に直角方向を原則とし、測線位置は発注者の指示を受けて決定すること。
- ・ 横断図の縮尺は1/100とし、既設構造物、測点杭高、DL等を記載すること。
- ・ 推定岩盤線は検査棒で調査し、横断図上に記載すること。
- ・ 測量杭は赤ペンキで着色することとし、特にがけ上下の杭は伐開等の際に分かり易いように明示すること。

5 用地測量

- ・ 用地測量にあたっては、管轄法務局における調査により、「土地登記簿調書」を作成し、必要に応じて「権利者調査票」を作成すること。
- ・ 各境界杭は原則として直接測量することとするが、困難な場合には座標計算により設定すること。
- ・ 用地図の縮尺は1/250とし、境界杭、境界線は、目的物を十分に把握できる長さまで記載し、境界辺長を朱線で記載すること。また、境界杭の座標リスト、主要基準点、仮BM点を記載すること。
- ・ 公図写は用地図と同方位とすること。また、調査した時点の年月日を明記し、地番、地目、所有者、住所等を筆毎に記載することとし、図中に記載が困難な場合は別表に記載すること。
- ・ 測量の成果に基づき、下記の記載例の表および注記を記載した平面図を作成し、土地所有者と境界確認の立会いを行うこと。

（用地図・記載例）

次の土地の境界については、境界立会の結果、本図とおりであることを承諾します。

地番	地目	地積	住所	氏名	電話番号	印	承諾年月日
201	山林	○㎡					年 月
202	山林	◇㎡	〇〇	〇〇市		公印省略	年 月

- ・ 境界立会いに際しては、「立合確認書」を作成し、住所、氏名、電話番号、承諾年月日（立会日）を自筆で署名してもらい、境界確認の承諾印を得ること。
- ・ 隣接する複数の筆を同一地権者が所有している場合は、各筆界も確認すること。
- ・ 国または、県、市町において、道・水路等の境界が未確定の場合は、下記の記載例の表を原図に記載し、承諾印（公印）を得ること。

ただし、境界が既に確定している場合は、確定図（道・水路等）を添付することにより、原図へ

の公印を省略できることとする。

(用地図・記載例)

次の土地の境界については、境界立会の結果、本図とおりであることを承諾します。

地番	地目	地積	氏名	承諾年月日
一	道路	一	本市備え付けの市道境界確定平面図と相違ないことを確認しました。 逗子市 印	年 月

6 成果品

(1) 測量業種毎の成果

- ・基準点測量 観測野帳、トラバー計算書、多角点網図に関する電子データ
図面電子データ (座標値一覧を含む)
- ・現地測量 図面電子データ
- ・路線測量 図面電子データ、観測野帳等の電子データ
- ・用地測量 図面電子データ、マイラー原図 (平面図、座標値一覧、基準点網図、公図写し、
記)、土地登記簿調書、立合確認書

【原図共通事項】

- ・図枠外右上に当該図面の調製年月、図枠外右下に測量作業機関を記載する。

(2) 図面サイズ

- ・各種測量図はA 1判横長を標準とするが、これらにより難しいものは、発注者と協議の上定める。

7 工期

- ・工期は令和9年3月31日までとする。

第4条 参加条件

本業務の参加条件は次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- ・本店が逗子市内、葉山町内、横須賀市内、三浦市内にあること。
- ・事後審査時に、配置技術者を含む「測量士 (測量士補含まず)」が3名以上、直接雇用関係にあること。また、配置予定技術者が、測量系CPD協議会又は (一社) 全国測量設計業協会連合会が証明 (認定) する継続教育 (CPD) の実績として年間10単位以上取得していること。これらを証明する書類を提出できること。
- ・本仕様書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

第5条 電子納品

- ・納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン<土木委託業務等 編>神奈川県県土整備局」に基づくこと。
- ・成果品の納入にあたっては、電子納品運用ガイドラインに則り、紙媒体の成果は最小限 (ダイジェスト版) とするが、打合せや検査のために一部紙による設計成果を求める場合がある。また、関係機関との協議用に業務の途中の段階で、中間の報告を求める場合があるため、発注者と協議すること。

第6条 疑 義

本業務実施上において、疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定することとする。